平成30年2月9日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年2月9日午前9時30分、久留米市農業委員会総会を久留米市役所4階401会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。 委員の出欠は、次のとおりである。

1番	飯田三	津雄	委員	欠席
2番	池田	清茂	委員	
3番	池田	龍子	委員	
4番	石井	孝雄	委員	
5番	稲富	克紀	委員	
6番	上村	孝二	委員	
7番	内田	洋一	委員	
8番	緒方	義範	委員	欠席
9番	笠	幸夫	委員	
10番	古賀	誠一	委員	
11番	古賀	喜治	委員	
12番	坂井	康孝	委員	
13番	平	壯一	委員	
14番	田中	文	委員	欠席
15番	田中	弥生	委員	
16番	手島富	士雄	委員	
17番	富松	隆晴	委員	
19番	日比生	和雄	委員	
20番	深川	嘉穂	委員	
21番	松延	洋一	委員	
22番	馬渡惠	美子	委員	
23番	森崎	康洋	委員	
24番	諸藤	澄夫	委員	

事務局の出席者は10名である。

議 長 それでは、ただいまより2月の農業委員会を開催いたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 本議案の審議番号 12 番の法人は、議席番号***番、*****委員が理事を 務められていますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限 に該当いたします。よって、審議番号12番とそれ以外に分けて審議いたします。 それでは、第1号議案のうち審議番号12番についてを議題といたします。

議席番号***番、*****委員の退席を求めます。

それでは、審議番号12番について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案の1ページをお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」 農地の使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。 3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、東部地域、12番の1件です。

この申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査 会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査 基準に適合していることを御報告いたします。

以上、説明を終わります。

議 **長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第1号議案、審議番号12番について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、審議番号12番は可決されま した。

審議番号 12 番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号***番、

本委員に報告いたします。
審議番号 12 番は可決されました。

議 **長** 続きまして、第1号議案のうち審議番号12番を除く議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案の1ページをお願いいたします。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」

農地の所有権移転、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。 所有権移転、東部地域、1番から2ページ7番までの7件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域、8番から3ページ11番までの4件です。

3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、西部地域、13番、1件です。

以上、1番から12番を除いた13番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 **長** 事務局からの説明が終わりました。

本議案の審議番号 13 番は、新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査 の結果について担当委員より報告をお願いいたします。

審議番号 13 番は藤光地区の案件でございますので、古賀誠一委員から報告を受けたいと思います。

古賀委員 それでは、報告いたします。

審議番号 13 番の新規就農の件につきまして、1 月 26 日に、私と城戸推進委員及び 農業委員会の事務局の職員においてヒアリングを実施いたしました。

申請人、*****は、現在荒木町荒木に住んでおり、今回、藤光町の農地を使用貸借で借り受けて農業を始める予定です。

営農計画はホウレンソウをつくられる予定です。

農業経験は、1年ほど前より、知人の農家のところでホウレンソウ、ナスの栽培、 収穫を経験されております。就農後の相談相手については、農地の所有者、農業を 経験された知人の農家へ相談を行うとのことです。

農機具については、軽トラックを所有されており、トラクターを親族で借り受け、 動力噴霧器、管理機、草刈り機等を今後所有される予定です。

ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、また市の新規就農者の認定も 受けられていることから、地域の農業の担い手としての活躍も見込めるものと考え られます。また2月2日に行われました西部審査会においてもヒアリング結果につ いて報告を行い、問題が無いと判断されております。

以上、13番についての報告を終わります。よろしくお願いします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお 願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第1号議案のうち審議番号12番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいた します。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち審議番号12番を除く議 案については可決されました。

> 続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の4ページをお願いいたします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」 農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。 東部地域、1番、2番の2件です。

1番、申請地、山川安居野 2 丁目、畑 2 筆、計 246m²、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分につきましては第3種農地、第1種農地が混在しておりますが、第1種農地につきましては特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町田主丸、田 146m²、申請理由、申請地を有料駐車場として利用するものです。

続きまして、西部地域、3番、1件です。

3 番、申請地、安武町安武本、田 909m²、申請理由、申請地に農家住宅を建築する ものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

以上、説明を終わらせていただきます。

事務局 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

日比生副会長 それでは、東部審査会より御報告いたします。

まず、審議番号1番についてでございます。地図も1番でございます。

転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものでございますが、申請地は既に施 工済みでございまして、始末書つきの申請となっております。

申請地は、筑水高校から北へ約 550m、白峯保育園から北西へ約 450mのところに位置しております。

農地区分につきましては、申請地の2筆でそれぞれ行っております。まず1つは、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域であり、500m以内に2つ以上の公共施設がございますので、3種農地として判断しております。もう1つは、10ha以上の規模の一団の農地の区域内でありますので第1種農地に該当しますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でございますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、既存の排水施設を経由して、東側の申請者が所有する農

地へ放流されてあります。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されております市下水道管へ接続されてあります。

被害防除につきましては、既存石垣を利用して土砂の流出を防いであります。

次にまいります。審議番号2番、地図2番でございます。

転用目的は、申請地を有料駐車場として利用するものです。

申請地は、JR 田主丸駅から南西へ約 370m、田主丸総合支所から南へ約 650mのところに位置しております。

農地区分につきましては、おおむね 500m以内に J R 田主丸駅がある区域内の農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内に新設します溜枡を経由して西側 水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生をいたしません。

被害防除につきましては、周囲を石垣及びコンクリートブロックにより土留めを行いまして、土砂の流出を防いであります。

これら2つの案件につきまして、排水承諾書等添付書類を確認いたしております。

以上 2 件につきまして、担当地区の農業委員、推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いましたが、問題無いものと判断をいたしております。御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 それでは、西部地域から御報告いたします。

審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーも3番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、安武小学校から東へ約 660m、美希保育園から北へ約 280mのところに位置しています。

農地区分については、10ha 以上の農地の広がりのある区域内にある農地でありますので第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して東側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水については、市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を 防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾書等添付書類を確認いたしております。

以上、1 件の申請について、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ 書類審査を行いましたが、問題が無いものと判断しております。御審議のほどよろ しくお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で審査会からの報告は終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第2号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員举手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

続きまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の5ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」

農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、1番、1件です。

1番、申請地、宮ノ陣2丁目、畑3筆、計838m²、申請理由、権利の種類を変更するものです。変更内容といたしましては、使用貸借権の設定から所有権移転贈与へと変更する申請がなされております。こちらにつきましては、平成29年1月25日付で農家住宅としての5条許可がなされていたものになります。

以上、説明を終わります。

議 **長** 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある 方はお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第3号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。

続きまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題 といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案の6ページをお願いいたします。

「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されましたので付議いたします。

東部地域、1番から7ページ5番までの5件です。

1番、申請地、山本町豊田、田 98m²、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を 建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、田主丸町秋成、田 2筆、計 2,744m²、申請理由、申請地を取得し、 露天資材置き場として利用するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供する ものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3 番、申請地、田主丸町秋成、田 1,686m²、申請理由、申請地を取得し、工場の敷地として拡張するものです。

農地区分は第 1 種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、北野町今山、田 1,443m²、申請理由、申請地を取得し、宅地分譲(5区画)を行うものです。

7ページをお願いいたします。

5番、申請地、北野町今山、田 430m²、申請理由、申請地を譲り受けて自己用住宅を建築するものです。

続きまして、西部地域、6番から8番まで3件です。

6番、申請地、安武町住吉、田 517m²、申請理由、申請地を取得し、露天資材置き場として利用するものです。

7番、申請地、荒木町藤田、畑 577m²、申請理由、申請地を譲り受けて、露天資材置き場として利用するものです。

8番、申請地、三潴町西牟田、畑・田 2筆、計 637m²、申請理由、申請地を取得し、 建売住宅(5戸)を建築するものです。

農地区分は第1種農地となっておりますが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号 2 番につきましては、総会終了後、福岡県農業会議への意見聴取が 必要な案件となっております。

以上、説明を終わります。

事 務 局 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

日比生副会長 それでは、東部審査会でございます。

まず、審議番号1番でございます。地図5番でございます。

転用の目的は、自己用住宅の建築でございます。

申請地は、久留米リハビリテーション病院から北西へ約 450m、山本小学校から西へ約 900mのところに位置しております。

農地区分は、10ha 以上の広がりのある農地の区域内である農地ですので第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設します溜枡を経由して、南側の道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設された市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を 防ぐ計画でございます。

次に、審議番号2番にまいります。地図6番です。

転用目的は、露天資材置き場でございます。

申請地は、船越小学校から西へ約 550m、田主丸小学校から東へ約 1.3km のところに位置しております。

農地区分は、10ha 以上の広がりがある農地でございますので第1種農地に該当いた しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外 規定に該当するものと判断しております。

雨水排水ですが、東側の申請地につきましては、自然流下により既存の排水施設を利用して南側水路へ放流されます。西側の申請地につきましては、自然流下により申請地西側の既存水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、東側、西側いずれも既存のコンクリートブロック及び道 路擁壁を利用して、土砂の流出を防ぐ計画です。

それでは、次にまいります。審議番号3番です。地図7番でございます。

転用目的は、工場敷地を拡張いたして金型保管庫を建築するものです。

申請地は、船越小学校から南へ約 900m、田主丸総合支所から東へ約 2.5km のところに位置しております。

農地区分は、10ha以上の広がりのある農地の区域でありますので第1種農地に該当しますが、転用の目的が特別な立地条件を必要とする事業でございますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

申請地部分に関する排水計画でございますが、まず雨水排水につきましては、敷地内に新設する溜枡を経由して北側及び西側につけかえられる水路へ放流する計画です。

次に、汚水・生活雑排水についてですが、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号4番にまいります。地図8番です。

転用目的は、宅地分譲(5区画)を行うものです。

申請地は、西鉄北野駅から北へ約 270m、北野小学校から南西へ約 260mのところ

に位置しております。

農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域内にある農地であります ので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する道路の側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設道路に埋設されます市の下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して、土砂の流出を 防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図9番でございます。

目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、西鉄北野駅から北へ約 270m、北野小学校から南西へ約 260mのところ に位置しております。

農地区分は、都市計画に規定する用途区域内のため、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設します溜枡を経由して、隣接する土地に新設されます道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側道路に埋設される市の下水道管に接続されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を 防いであります。

これら全ての案件につきまして、排水承諾書等、添付書類を確認しております。

以上、5 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書 類審査を行ってまいりましたが、問題が無いものと判断をいたしたところでござい ます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 それでは、西部審査会から報告いたします。

審議番号6番について説明します。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、露天資材置き場として利用するものです。

申請地は、安武小学校から南へ約 300m、美希保育園から西へ約 830mのところに 位置しています。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあって、500m

以内に小学校と保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。 雨水排水につきましては、自然流下により西側水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水については、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施工により土留めを行い、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号7番について説明します。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天資材置き場として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から南東へ約 660m、JR西牟田駅から北東へ 1.8km のところに位置しています。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び 第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断 しております。

雨水排水につきましては、自然流下により東側及び南側側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲を法面施工により土留めを行い、土砂の流出を防ぐ 計画となっております。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。 転用目的は、建売住宅を建築するものです。

申請地は、久留米市立西牟田小学校から南西へ約 1.3km、西鉄犬塚駅から南東へ 1.5km のところに位置しています。

農地区分については、本件は2筆の農地が申請地となっておりまして、東側の農地は10ha以上の広がりのある区域内にある農地であり、第1種農地に該当いたしますが、西側の農地は第3種要件及び2種要件に該当せず、特定土地改良事業の施工の区域内にある農地ですので、こちらも第1種農地に該当いたします。ただ、転用目的が隣接した土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により敷地内に新設する道路側溝へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、雨水排水と同様に道路 側溝へ放流されます。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設して土砂の流出を防 ぐ計画となっております。 これら全ての申請案件について、排水承諾書等添付書類を確認いたしております。 以上 3 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類 審査を行いましたが、問題が無いものと判断しております。御審議のほどよろしく お願いいたします。

以上です。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いを いたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第4号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 **長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。

続きまして、「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者 名簿への登録申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 8ページをお願いいたします。

「第5号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録 申請について」

農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第1区、1番、2番の2件です。

1番、申請人、宮ノ陣町若松、*****、経営面積 93,400 m²、農用地利用集積 計画に従い利用すると認められます。

2番、申請人、安武町住吉、*****、経営面積 29,788 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第3区、3番、1件です。

3番、申請人、北野町金島、*****、経営面積 26,948m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

9ページをお願いいたします。

第4区、4番、1件です。

4番、申請人、城島町楢津、*****、経営面積 21,645m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 **長** 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いします。

「なしの声」

長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第5号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員拳手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。

続きまして、「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題 といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 10ページをお願いいたします。

「第6号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」

農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の 決定を求められたので付議いたします。

第1区、1番から11ページ6番までの6件です。

1番、所在地、荒木町荒木、荒木町今、田7筆、計9,916m²、推進機構からの買い入れとなります。

2番、所在地、荒木町荒木、田3,296m²、推進機構への売り渡しとなります。

3番、所在地、大橋町合楽、田2筆、計4,625m²、推進機構への売り渡しとなりま

す。

11ページをお願いいたします。

4番、所在地、善導寺町飯田、3,170m²、推進機構からの買い入れとなります。

5番、所在地、大善寺町中津、安武町住吉、田5筆、計3,625.06m²、推進機構への売り渡しとなります。

6番、所在地、宮ノ陣町若松、田2筆、計6,112m²、推進機構への売り渡しとなります。

第2区、7番、1件です。

7番、所在地、田主丸町牧、田 3,466 m^2 、推進機構からの買い入れとなります。 12 ページをお願いいたします。

第3区、1番から10番までの3件です。

8番、所在地、北野町大城、田1,004m²、推進機構からの買い入れとなります。

9番、所在地、北野町高良、田1,598m²、推進機構からの買い入れとなります。

10番、所在地、北野町十郎丸、田 2,361 m^2 、推進機構からの買い入れとなります。 第4区、11番、1件です。

11番、所在地、城島町楢津、田5筆、計8,746m²、推進機構への売り渡しとなります。

13ページをお願いいたします。

第5区、12番、13番の2件です。

12番、所在地、三潴町西牟田、田 2 筆、計 1,562 m²、推進機構への売り渡しとなります。

13 番、所在地、三潴町原田、田 3 筆、計 10,460m²、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から13番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号要件を満たしているものと考えます。 以上で説明を終わります。

事 務 局 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は 挙手をお願いいたします。

「なしの声」

事 務 局 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。 第6号議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、 久留米市長宛通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」、「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」、「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。従いまして、報告第 1 号から報告第 3 号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議はありませんか。

「なしの声」

議 **長** 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字その他 の整理を議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条の第2項の規定により、10番、古賀誠一委員、21番、松延洋一委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。